

京都市私道舗装助成金支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 179 号

京都市私道舗装助成金支給規則の一部を改正する規則

京都市私道舗装助成金支給規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市私道整備助成金交付規則

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）その他別に定めがあるもののほか、私道の整備を行う者に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付等に関し必要な事項を定めることにより、私道の整備を促進し、もって生活環境の向上に寄与することを目的とする。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第2号中「よって」を「より」に改め、同条第2項中「をいう」を「で本市の区域内に存するものをいい、これに付属して設けられる排水施設で別に定めるもの（以下「付属排水施設」という。）を含むものとする」に改め、同条第3項中「舗装工事又は補修工事」を「整備」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 この規則において「私道の整備」とは、私道の舗装及び付属排水施設の新設又は補修の工事をいう。

第3条の見出し中「支給」を「交付」に改め、同条各号列記以外の部分中「支給」を「交付」に、「工事は」を「私道の整備は」に改め、「の各号」を

削り、「掲げる工事」の右に「(以下「助成工事」という。)」を加え、同条第1号中「に掲げる要件を備えている」を「の要件のいずれにも該当する」に、「舗装工事」を「舗装の新設工事」に改め、同条第2号中「からウまでに掲げる要件のほか、次に掲げる要件を備えている」を「及びイの要件並びに次の要件のいずれにも該当する」に改め、「私道に係る」の右に「舗装の」を加え、同号ア中「舗装後」を「前回の舗装工事後」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 前2号の工事に付帯する付属排水施設の新設又は補修の工事
第3条に次の1項を加える。

2 助成金の交付の対象者は、助成工事に係る工事施行者とする。

第4条第1項中「工事」を「助成工事」に、「2分の1」を「4分の3」に改める。

第5条から第7条までを次のように改める。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付の申請は、助成工事に着手しようとする日の属する年度内で市長が別に定める期間に行わなければならない。

2 前項の期間は、年度ごとに告示する。

3 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、私道整備助成金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)とする。

4 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 位置図

(2) 実測平面図

(3) 助成工事を行おうとする私道の敷地に関し権利を有する者(以下「権利者」という。)に関する調書(第2号様式)

- (4) 助成工事に対する権利者の同意を得たことを証する文書
- (5) 助成工事に要する費用の見積書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(申請事項の変更等の承認)

第6条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた工事施行者（以下「助成工事施行者」という。）は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、又は助成工事を中止しようとするときは、私道整備変更・中止承認申請書（第3号様式）に別に定める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事完了の届出)

第7条 助成工事施行者は、助成工事を完了したときは、速やかに工事完了届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

第8条第2項中「当該工事」の右に「の実績」を加え、「支給」を「交付」に改め、「内容」の右に「又はこれに付した条件」を、「ときは」の右に「、条例第20条第1項の規定に基づき」を加える。

第9条を次のように改める。

(生活保護法に規定する被保護者等に係る特別措置)

第9条 市長は、助成工事の費用を負担する者が次の各号のいずれかに該当する者（以下「被保護者等」という。）である場合においては、別に定めるところにより、当該被保護者等に対し、特別助成金を交付する。

- (1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支

援給付を含む。)を受けている者

2 特別助成金の額は、被保護者等が負担すべき額の範囲内において、別に定める額とする。

3 前2項に定めるもののほか、特別助成金に関し必要な事項は、別に定める。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とする。

第1号様式注以外の部分中「私道舗装助成金支給申請書」を「私道整備助成金交付申請書」に、「京都市私道舗装助成金支給規則第5条第1項」を「京

都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に改め、私道の 舗装工事 補修工事

の を削り、「の支給」を「の交付」に改め、「建設年月」の右に「又は前回

の整備年月」を加え、

「

工 事 費	円
-------	---

を

「

工 事 の 種 類	<input type="checkbox"/> 舗装新設工事 <input type="checkbox"/> 舗装補修工事 <input type="checkbox"/> 排水施設新設工事 <input type="checkbox"/> 排水施設補修工事
工 事 費	円

に、

路 線				工 種	
対図番号	幅 員	延 長	面 積	路 盤	表 層
	メートル	メートル	平方メートル	センチメートル	センチメートル
計					

を

路 線			舗 装			排 水 施 設		
対図番号	幅 員	延 長	面 積	路 盤	表 層	延 長	形 状	寸 法
	メートル	メートル	平方メートル	センチメートル	センチメートル	メートル		センチメートル
計								

に

改める。

第3号様式注以外の部分中「京都市私道舗装助成金支給規則」を「京都市

私道整備助成金交付規則」に、
舗装工事
補修工事」

を「整備に関する工事」に
改め、同様式注を削り、同様式を第4号様式とする。

第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第6条関係）

変更
私道整備 承認申請書
中止

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、 主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、 名称及び代表者名。記名押印又は 署名） 電話 — 印

京都市私道整備助成金交付規則第6条の規定により <input type="checkbox"/> 変更 の <input type="checkbox"/> 中止 承認を申請します。	
私 道 の 所 在 地	
工 事 の 種 類	<input type="checkbox"/> 舗装新設工事 <input type="checkbox"/> 舗装補修工事 <input type="checkbox"/> 排水施 設新設工事 <input type="checkbox"/> 排水施設補修工事
交 付 決 定 日	年 月 日
変更の理由及び内容 又は中止の理由	

注 該当する□には、✓印を記入してください。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市私道舗装助成金支給規則第6条の規定により支給する旨を決定した助成金及び同規則第11条第4項の規定により支給する旨を決定した特別助成金については、なお従前の例による。

(建設局土木管理部調整管理課)